



平成22年4月23日

(照会先)

記録問題対策部:(記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土
榎本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部:(年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年4月23日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年4月23日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(2月第3週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年4月23日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1 ねんきん特別便 (「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数)	年金事務所分	36.1万件	22年4月9日	-0.3万件	22年4月2日	受給者分 回答 3,177万件 (未回答 506万件) 加入者分 回答 4,910万件 (未回答 2,040万件)
	機構本部分(※2)	19.1万件	(累計)	-1.7万件		
2 5000万件的未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,429万件	22年4月9日 (累計)	+5万件	22年4月2日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,666万件
	厚年/国年	1,150万件/279万件		+4万件/+1万件		
	男/女	648万件/781万件		+2万件/+3万件		
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	365万件/1,034万件		+2万件/+3万件		
3 再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.6か月	22年4月9日	0.0か月	22年4月2日	
	進達に至っていない申出件数	1.7万件		-0.1万件		
4 再裁定	平均処理期間	2.3か月	22年3月末 (4月15日支払分)	-0.1か月	22年2月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
	未処理件数	8.4万件		-2.7万件		
5 時効特例給付	平均処理期間	2.4か月	22年2月末 (3月15日支払分)	-0.1か月	22年1月末	
	未処理件数	26.3万件		-1.8万件		
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	8.0千件	22年4月第1週分	7.5千件	22年3月第4週分	(20年5月以降の累計) 103万件 553億円
	年金額増額の総額(概算値)	3.8億円		3.5億円		
7 国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,069.3万件(99.1%)	22年3月末	+0.3万件	22年2月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
	受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.6万件(1.7万件)		+0.2万件(-0.1万件)		
	再裁定進達件数	4.6万件		+0.4万件		
8 コールセンター	応答率	94.8%(64.7%)	22年4月第2週分	95.1%(82.7%)	22年4月第1週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
	応答呼数/総呼数	8.4万件/8.9万件 (10.5万件/16.2万件)		10.9万件/11.5万件 (7.0万件/8.5万件)		
9 年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	5日(月): 6(46) 6日(火): 1(32) 7日(水): 1(20) 8日(木): 0(27) 9日(金): 1(25) 10日(土): 0(3)	22年4月第2週分	29日(月): 2(38) 30日(火): 1(26) 31日(水): 1(18) 1日(木): 0(21) 2日(金): 2(11)	22年4月第1週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10 標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	874件	22年4月9日 (累計)	+5件	22年4月2日	
	うち2万件的の戸別訪問対象事案数	556件		+1件		

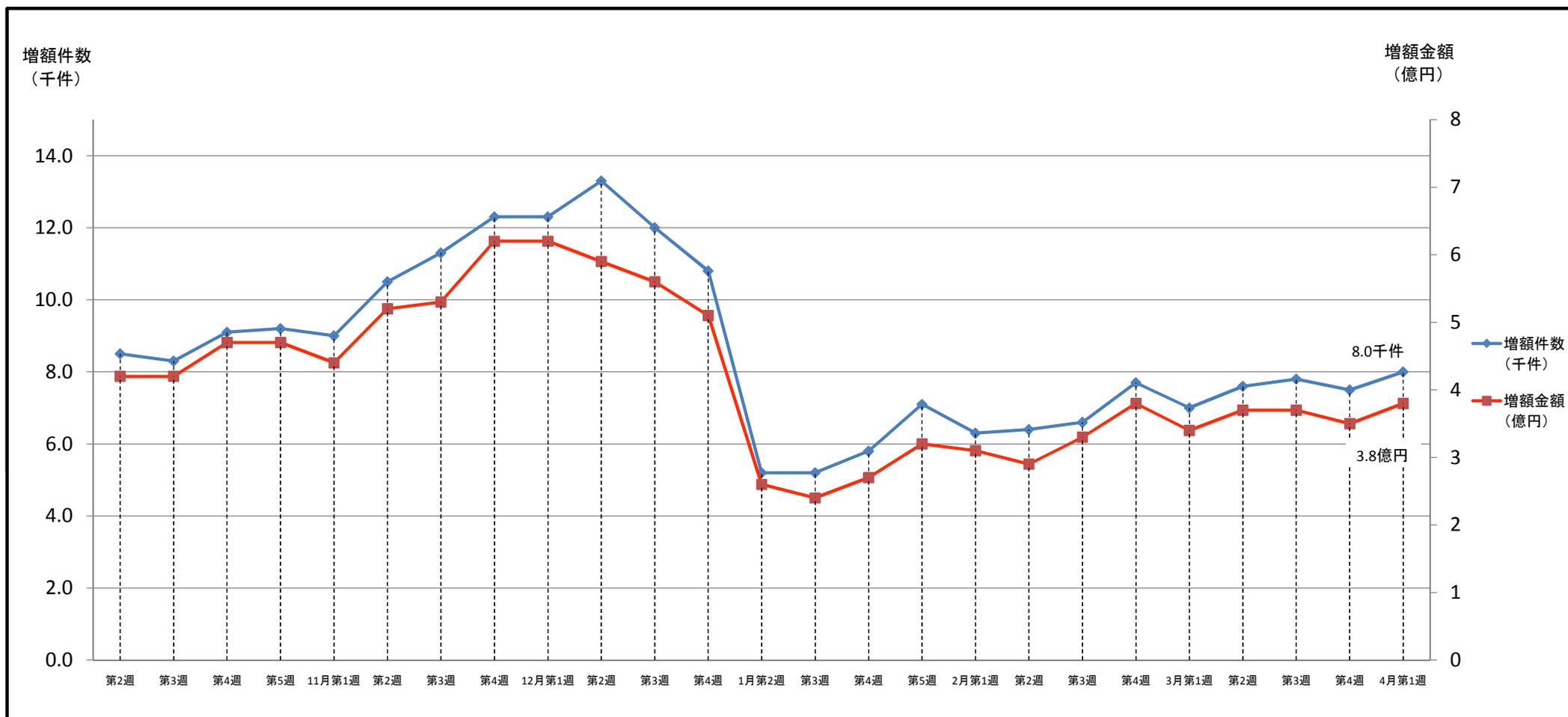
(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

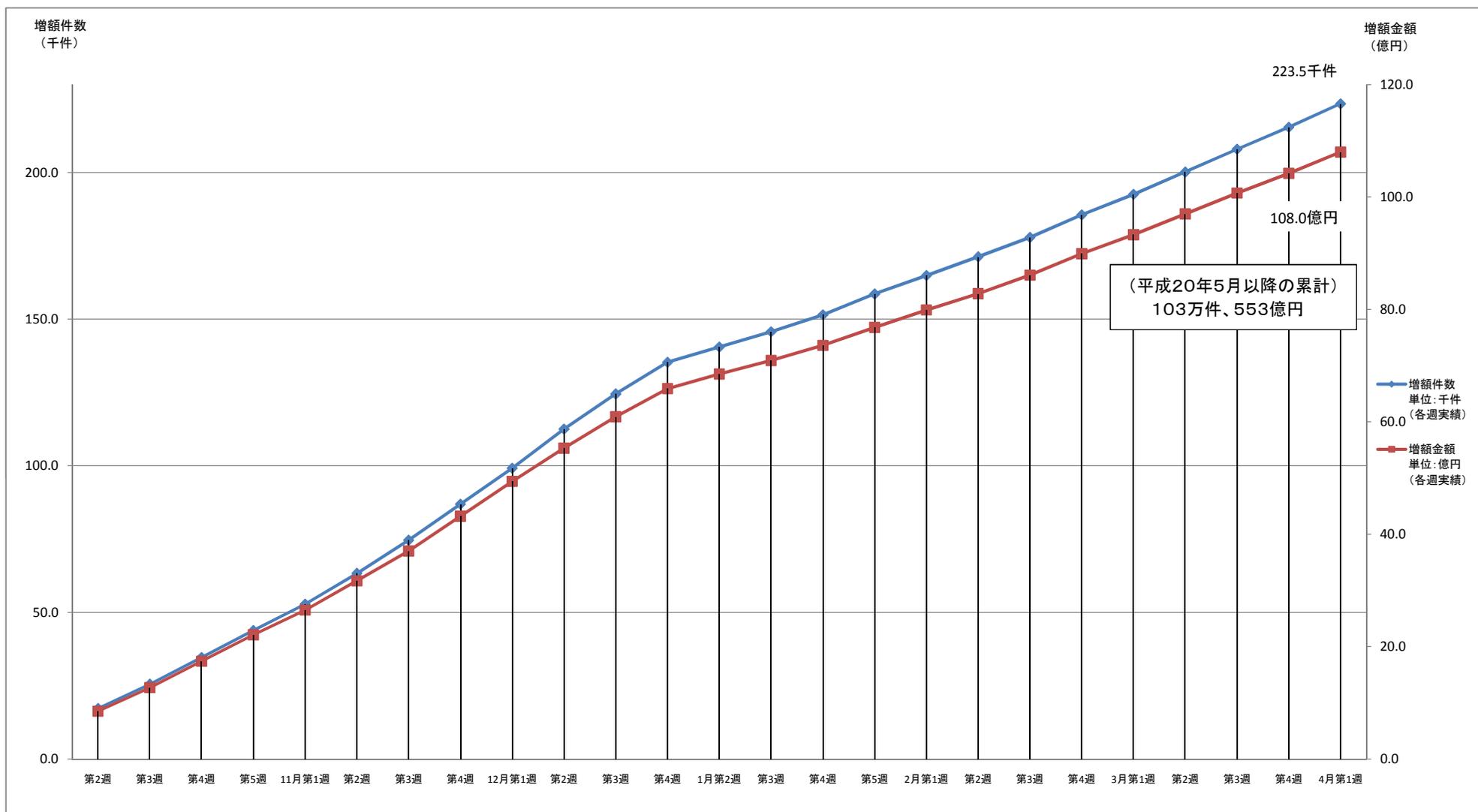
記録訂正による年金額(年額)の増額



	10月				11月				12月				1月				2月				3月				4月
	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週
増額件数 (千件)	8.5	8.3	9.1	9.2	9.0	10.5	11.3	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0
増額金額 (億円)	4.2	4.2	4.7	4.7	4.4	5.2	5.3	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
 なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	10月				11月				12月				1月				2月				3月				4月
	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	17.2 (8.5)	25.5 (8.3)	34.6 (9.1)	43.8 (9.2)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)
増額金額 単位:億円 (各週実績)	8.5 (4.2)	12.7 (4.2)	17.4 (4.7)	22.1 (4.7)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したものの。

年金額回復の具体的事例

○平成22年2月15日から19日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	73歳	男	832,000円	1,142,600円	1,974,600円	回復前の厚生年金加入期間144月に168月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,960万円
2	78歳	女	825,400円	544,300円	1,369,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に163月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送で届き、電話にて厚生年金の期間を確認したところ、ご本人の結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金を受給できることとなった。	約2,360万円
3	故人	男	767,300円	1,619,600円	2,386,900円	回復前の厚生年金加入期間278月に121月を追加。	○ご本人(故人)の死亡により遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人(故人)の妻に連絡を取ったところ、後日、妻の代理人である家族がご本人の職歴を持参し相談窓口を訪れ、家族が持参した職歴により調査したところ、会社名、勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○この厚生年金の記録121月の統合により、ご本人が生前受給されていた旧法老齢年金(厚生年金)の年金額の増加額767,300円(年額)増加し、ご本人の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。 ○また、厚生年金の記録121月が統合されたことで、ご本人の妻が受給されている遺族厚生年金の年金額が291,000円(年額)が増額した。	旧法老齢年金 (未支給分) 約1,450万円 遺族厚生年金 約260万円
4	81歳	女	749,600円	874,300円	1,623,900円	回復前の厚生年金加入期間27月に177月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険庁業務センターから回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(国民年金と重複する期間が一部有り)する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,140万円
5	70歳	男	733,700円	261,700円	995,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に162月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票で「もれがない」と回答したが実は「もれがあった」とご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ会社名、勤務期間は一致するが氏名が相違(母国の氏名)する基礎年金番号に統合されていない厚生年金の記録が判明し、ご本人に氏名の相違について確認を行い記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみの老齢基礎年金の受給権者であるが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金を受給できることとなった。	約1,730万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
6	83歳	男	721,600円	573,800円	1,295,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に158月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより、氏名、生年月日等が一致した方にお送りするお知らせ)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人に思い出していただいた会社名、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみの老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,700万円
7	82歳	男	604,900円	1,641,600円	2,246,500円	回復前の厚生年金加入期間309月に114月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出た会社名、勤務期間等により調査したところ、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号の厚生年金の記録(生年月日の一部が相違)が判明し、ご本人に電話連絡で生年月日の相違の確認を行い記録を統合した。	約1,420万円
8	80歳	男	599,500円	2,417,400円	3,016,900円	回復前の厚生年金加入期間65月に57月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参した際、ご本人の申出の8つの会社名、勤務期間に基づき調査したところ、基礎年金番号に統合されていない3つの年金手帳番号の厚生年金の記録(生年月日の一部が相違)が判明し、ご本人に生年月日の相違の確認を行い記録を統合した。	約1,410万円
9	73歳	男	567,600円	1,157,400円	1,725,000円	回復前の厚生年金加入期間117月に111月を追加。	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより、氏名、生年月日等が一致した方にお送りするお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,330万円
10	79歳	男	543,800円	1,942,700円	2,486,500円	回復前の厚生年金加入期間294月に101月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、所在地、勤務期間により管轄する社会保険事務所に調査を依頼したところ、後日、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明したとの回答があり、記録を統合した。	約1,280万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 1、3、7、8)
ねんきん特別便(全員便)	3件 (事例 4、5、10)
黄色便(旧姓情報等を活用したお知らせ)	3件 (事例 2、6、9)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件 (事例 1、3)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)